

令和7年6月

伊那市議会定例会 議員提出議案書

令和7年6月27日

令和7年6月伊那市議会定例会議員提出議案 目次

議員提出議案第2号	「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める 意見書の提出について……………4
議員提出議案第3号	さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算 確保、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求め る意見書の提出について……………6
議員提出議案第4号	2024年人事院勧告の寒冷地手当見直しに関わる意見 書の提出について……………9

議員提出議案第2号

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の
の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣及び関係機関に対し、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和7年6月27日提出

伊那市議会議員 宮原英幸

〃 吉田浩之

〃 篠塚みどり

〃 白鳥敏明

〃 野口輝雄

〃 唐澤千明

(提案理由)

口頭にて説明

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書

学校現場では、小・中・高を合わせると41万人を超える不登校の子どもの数（令和5年度）が文部科学省調査で明らかになっています。とりわけ小・中学校では11年連続で増加し、過去最多となっています。また、貧困・いじめ・教職員の未配置など解決すべき課題が山積しており、長時間労働の実態も改善されず子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の「働き方改革」に大きくかかわります。「カリキュラム・オーバーロード」の状態等を改善することが喫緊の課題です。このため、次期学習指導要領の内容の精選や、標準授業時数の削減が強く求められます。

つきましては、下記事項が実現されるよう強く要請いたします。

記

- 1 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善及び学習指導要領の内容の精選等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和7年6月27日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第3号

さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び関係機関に対し、さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和7年6月27日提出

伊那市議会議員 宮原英幸

〃 吉田浩之

〃 篠塚みどり

〃 白鳥敏明

〃 野口輝雄

〃 唐澤千明

(提案理由)

口頭にて説明

さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

令和7年度から小学校の学級定員は全学年で35人となりました。しかし、中学校を含めさらなる学級定員の引き下げが望まれます。長野県では平成25年度に小中学校全学年で35人学級が実現しました。また、複式学級の定員についても独自に小中学校とも8人としています。

しかし、義務標準法の裏付けがないために、財政的負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時的任用で対応している状況です。また、小学校専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もあります。

学校現場では、膨大な業務量に加え、一人ひとりの子どもに寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。

また、義務教育費国庫負担制度については、平成18年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もありますが、公教育において自治体間の格差が生じることは大きな問題です。国の施策として十分な教員配置のための財源保障をし、全国のどこに住んでいても、子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは、憲法上の要請です。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下3点を検討し、必要な教育予算を確保すること。
 - (1) さらなる少人数学級の推進
 - (2) 複式学級の学級定員の引き下げ
 - (3) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善

2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和7年6月27日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第4号

2024年人事院勧告の寒冷地手当見直しに関わる意見書の提出
について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、人事院総裁に対し、2024年人事院勧告の寒冷地手当見直しに関わる意見書を、別紙のとおり提出する。

令和7年6月27日提出

伊那市議会議員 宮原英幸

〃 吉田浩之

〃 篠塚みどり

〃 白鳥敏明

〃 野口輝雄

〃 唐澤千明

(提案理由)

口頭にて説明

2024年人事院勧告の寒冷地手当見直しに関わる意見書

公務における寒冷地手当は、過去の議員立法により国会で法制化され支給されてきました。手当の趣旨は、寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷・積雪による暖房費等の増嵩分を補填するものです。当市では国に準拠し、11月から3月までの期間、条例に定めた額を職員の世帯等の区分に応じて支給されています。

人事院は、令和6年8月8日、国会と内閣に対し国家公務員の賃金等に係る勧告を行い、寒冷地手当にかかる民間給与実態の調査に基づき支給額の引上げが示される一方で、支給地の大幅な見直しも示されました。

その支給地見直しにあたっては、気象庁による「メッシュ平年値2020」が根拠とされましたが、当市を含む長野県内市町村14市町村が非支給地とされ、また豪雪地域に指定されている中野市における過去30年間の平均最深積雪が「0cm」とされるなど地域の生活実感とは異なる点もあり、寒冷地手当の支給地判定に適したデータとは言い難いと考えています。

人事院勧告は国家公務員の賃金労働条件に関するものである一方、市町村職員をはじめ県人事院勧告ひいては県職員など、地方公務員の賃金労働条件にも多大な影響を及ぼしています。また、寒冷地支給の有無は普通交付税の算定にも用いられるため、市の財政上にも影響が見込まれます。

昨今、地方自治体等での人材確保が困難を極める状況にあるなかで、寒冷地に勤務する地方自治体等の職員が安心して職務に精励できるよう、国及び政府に対し下記のとおり特段の措置を講ずるよう、強く求めます。

記

- 1 令和6年人事院勧告の寒冷地手当の支給地見直しは、気象庁の「メッシュ平年値2020」における「点データ」のみに依拠せず、データの面的な活用及び当該県等の客観的なデータを参考にするなど、再検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和7年6月27日

伊 那 市 議 会